

按ずるに、右訴狀にて見れば、石浦の觀音堂天正八庚辰の年三月九日の兵火に罹り、それより觀音像は石浦村家に据置處、三年目なる天正十壬午の年三月廿八日、不動坊と云ふ僧來りて借り行き、木新保村に安置し、其後は小立野出羽町に安置しけり。延寶の由來書に、修理谷坂の上のありと載せたるもの、則ち出羽町を云ふなるべし。さて慶長六辛丑の年河北郡卯辰山の地へ移したるに依て、翌七年三月十一日石浦村より兩使を遣し、十一年の春石浦村に觀音堂を再建せしと也。觀音院に傳來せる奥村伊豫守の書翰に、

已上

態申入候。仍其地在之長谷觀音之儀に付而、如此被成御書候。即爲持進之候。彼石浦へも此御書可有御見せ候而可然存候。恐惶謹言。

九月十日

奥村伊豫守家福判

觀音院足下

猶以愛宕より持來候間、進入申候。以上。

卯辰山に御座候長谷觀音之儀に付而、石浦百姓と觀音院と出入有之由候。然ば富山様より如此被成御書候。可有

御拜見候。并大石木工かたより書狀も爲持進候。期面上之節候。恐々謹言。

九月十日

奥 伊豫守家福判

横 大膳様

山 長州様

篠 羽州様

岡 備州様

奥 河州様 人々御中

右書翰は慶長十一年九月なるべし。此の年八月石浦七ヶ村氏子惣代運署の訴狀差出すに付き、此の頃二世利長卿越中富山養老中なるに依りて、富山へ相伺ひける處、御裁判之親翰到來に付き、右親翰をば觀音院へ相渡し、石浦村百姓共へも爲相見可申との事也。されば此の時利長卿の裁判にて、石浦傳來の觀音像は則ち石浦村へ返し、卯辰觀音院には新に佛像を造立す。故に石浦の像は古作なれど、卯辰の像は新作也といへり。按ずるに、菅家見聞集に、寛文五年三月より四月迄、卯辰山觀音院本尊觀音の三十三年目開帳あり。然れば後の本尊は寛永十年の作佛なる事知られけ

り。依りておもふに、卯辰長谷觀音は、そのかみ石浦山王社の本地長谷觀音をかり請け、城内の産土神を主張し、卯辰山に一寺を建立して、觀音院と號し別當と成りしかど、石浦七村の訴訟に依りて、彼の古作の本尊をば無是非石浦へ返し、其の模像を安置せり。然れども尙石浦の長谷觀音なる由を申立てけるに依りて、元祿十年觀音院長谷觀音緣起にも、往古は石川郡石浦村に堂宇ありて、願主は芋掘藤五郎にて、石浦庄七ヶ村の氏寺也と記載し、延寶の由來書には、本尊由來の緣起、開山祐慶代盜難紛失委細不知など、載せたりしなり。

○卯辰山觀音院廢跡

三箇屋版六用集に、眞言宗卯辰山觀音院とあり。當寺開祖は祐慶にて、愛宕別當明王院の二代也。三壺記に云ふ。愛宕社は昔佐久間玄蕃尾山在城の頃より存在せし社にて、利長卿甚だ信仰し給ふ。別當明王院二代の住職退院の時、師匠の坊なればとて愛宕より觀音山に隱居し、則ち觀音堂を建立して此に居す。故に愛宕、觀音兩山に成りたり。往古は愛宕の山なりと云ふとあり。按ずるに、愛宕明王院は、昔

は愛宕寺と號し、小立野本多安房守元邸地にありしを、慶長六年に卯辰山へ移轉すと、延寶二年の由來書に載せたり。されば慶長十一年の石浦氏子訴狀に、不動坊と云ふ僧來りて、彼の觀音をかり行き、木新保村に安置し、後小立野出羽殿町に安置すとある不動坊は、則ち祐慶にて、此の時彼の觀音をば愛宕社に安置せしを、慶長六年に愛宕社を卯辰山へ移されしに依りて、觀音像も共に卯辰山へ移し、卯辰愛宕社に安置せし處、祐慶愛宕寺を退院して、今云ふ觀音山に隱居し、觀音堂及び隱居所を建立して、觀音院と號し一寺となしたるものなり。故に愛宕山と觀音山と別山に成りたりといへるなるべし。延寶二年の由來書に、愛宕明王院卯辰山に越したる刻に、一所に相越様にと、古肥前様一紙の御書明王院迄被成下、慶長六年に米拜領、卯辰山只今法住坊罷在地に引越すとある文意にても知られけり。さて舊藩中は祈禱所なるに依りて、現米四十石寄附ありて、堂宇修繕方等都て藩より命ぜられしかど、明治元年神佛混淆御廢止に付き本尊十一面長谷觀音以下、佛像佛器悉く坂下なる醫王院へ移し、別當觀音院住職は復飾して長